



各 位

平成 28 年 2 月 10 日

会 社 名 ホ シ ザ キ 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 坂 本 精 志
(コード番号：6465 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 本 郷 正 己
(TEL. 0562-96-1320)

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役にて、平成 28 年 3 月 24 日開催予定の当社第 70 期定時株主総会（以下、本総会といいます）において定款の一部変更が承認される条件として、監査等委員会設置会社への移行、及び商号の変更を決議したことを受け、以下のとおり、定款一部変更議案を本総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社では、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となったことを受け、本総会に定款一部変更議案を付議し、監査等委員会設置会社への移行を図ります。

(2) 商号の変更

平成28年7月1日付で、当社の商号をホシザキ電機株式会社（英文：HOSHIZAKI ELECTRIC CO. , LTD. ）より、ホシザキ株式会社（英文：HOSHIZAKI CORPORATION）に変更することによるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 24 日
監査等委員会設置会社移行の効力発生日	平成 28 年 3 月 24 日
商号変更の効力発生日	平成 28 年 7 月 1 日

以 上

【別紙】変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は、<u>ホシザキ電機株式会社</u>と称し、英文では<u>HOSHIZAKI ELECTRIC CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (員 数) 当社の取締役は、<u>16名以内とする。</u> (新 設)</p> <p>第18条 (選 任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は、<u>ホシザキ株式会社</u>と称し、英文では<u>HOSHIZAKI CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (員 数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>15名以内とする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第18条 (選 任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

<p>第19条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第19条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条 (補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力) <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第20条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第22条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

第24条～第25条 (条文省略)

第26条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第27条 (条文省略)

第 5 章 監査役及び監査役会

第28条 (員 数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第29条 (選 任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条 (任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

第26条～第27条 (現行どおり)

第28条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して株主総会の決議によって定める。

第29条 (現行どおり)

第 5 章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

第31条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）

補欠の監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第32条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。

第34条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の決議によって定める「監査役会規程」による。

第35条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条（責任軽減）

当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意で、且つ、重大な過失がないときは、100万円又は法令で定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を、締結することができる。

第6章 計算

第37条～第40条（条文省略）

（削 除）

第30条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。

第32条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の決議によって定める「監査等委員会規程」による。

（削 除）

（削 除）

第6章 計算

第33条～第36条（現行どおり）

(新 設)

附則

第1条（商号）の変更は、平成28年7月1日をもって効力が生じるものとする。

なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。